

輪島市監査公表第 11 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年3月5日

輪島市監査委員 濑 良 作


輪島市監査委員 中 山 勝


定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成25年2月8日（金）教育委員会学校教育課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渥 良作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成24年度の監査資料（平成24年4月から12月まで）に係る事務事業全般及び平成23年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○各小・中学校の理科用薬品管理については、文部科学省からの通達を参考とし、日常的な管理を行うよう指導・周知していただきたい。

○テレビ寺子屋事業については、児童生徒の苦手な単元をケーブルテレビの番組で学習することによって、弱点克服・学習意欲と学力向上につながることを目指している。ケーブルテレビ未加入世帯の児童生徒に対してはDVDの販売、学校や公民館での放送等が検討されているが、ケーブルテレビ加入の有無が児童生徒の学習機会の格差につながらないよう配慮されたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。